

子育て応援定期貯金規定

(令和4年4月1日からの契約分より)

1. 預け入れ資格

本定期貯金は、17歳以下の子供を養育しているお客様からの新規資金に限り預け入れできます。

2. 取扱店舗

本定期貯金の預け入れおよび支払いは、JA紀州店舗のみの取扱いとします。

3. 預け入れ限度額

10万円以上500万円以内。

4. 貯金者名義

定期貯金の名義は、17歳以下の子供を養育しているお客様の名義に限ります。

5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

本定期貯金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. 適用利率

(1) 17歳以下の子供の数1人、2人の場合、店頭に表示している基準利率に0.05%上乗せした利率を約定利率とします。また、17歳以下の子供の数3人以上の場合、店頭に表示している基準利率に0.07%上乗せした利率を約定利率とします。

(2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合は、当初の約定利率の適用は行わず、預入時のスーパー定期<単利型>の当該貯金金額に対応する店頭表示利率に基づく中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しを行います。

7. 取り扱い期間

預け入れ日より1年後の応答日を満期日とします。

8. その他

契約の際、17歳以下の子供を養育していることの証明（保険証等）の提示が必要となります。

また、本規定に定めのない事項については、スーパー定期貯金規定（単利型）により取扱います。